

議員提出議案第 13 号

結婚新生活支援事業に係る要件緩和および支援対象費用の拡充を求める意見書

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 24 日

提出者	高	良	宗	矩
賛成者	仲	嶺	忠	師
	〃	東内原	とも子	
	〃	友	寄	永 三
	〃	長	山	家 康
	〃	石	川	勇 作
	〃	伊良部	和	摩
	〃	登野城	このみ	

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

結婚新生活支援事業の対象要件が厳しいことから制度の対象外となる新婚世帯が多く、その効果を十分に発揮することができるよう改めるため。

結婚新生活支援事業に係る要件緩和および支援対象費用の拡充を求める意見書

現在実施されている「結婚新生活支援事業」については、結婚を契機とする生活基盤の形成を支援する重要な制度であり、新婚世帯への負担軽減につながります。

しかしながら、以下の点において制度の要件が厳しく、制度の本来の趣旨である「若年層の結婚・定住促進」「少子化対策」に対して十分な効果が発揮されにくい状況が見受けられます。

現行制度の対象年齢は「夫婦ともに 39 歳以下」とされていますが、晩婚化の進行により 40 歳以上で初婚となるケースも増加しています。また、現行制度では「夫婦の合計所得が 500 万円未満」となっておりますが、共働き世帯が主流となっている現状では、多くの世帯が制度の対象外となってしまいます。

また、結婚新生活においては、住居の確保と同様に、生活に必要不可欠な家具・家電の購入も初期費用として非常に大きな負担となっており、その重要性は住居費と同等であります。しかしながら、現行制度においては、家具や家電の購入費が支援の対象として認められておりません。つきましては、生活の基盤として必要不可欠な家具・家電の購入費を明確に経費対象として認めていただけるよう、制度の対象費用に明示的に含めることを強く要望いたします。

さらに、現行制度においては自治体負担補助額が 2 分の 1 と負担が大きいことから、国における補助率引き上げを要望いたします。

これらの改善により、より多くの若年世帯が支援を受けやすくなり、結婚・定住の促進、ひいては出生数の増加につながることを期待し、下記のことを要望いたします。

記

- 1 年齢要件の緩和
- 2 所得制限の緩和
- 3 家具・家電購入費用の明確な支援対象化および拡充
- 4 国における補助率の引き上げ

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 24 日

石 垣 市 議 会

宛先 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策）